

N H K 受信料制度等検討委員会 第 7 回会合  
諮問第 3 号「受信料体系のあり方について」  
説明資料

平成29年 5 月25日

## 諮問第3号 受信料体系のあり方について

---

メディア環境や社会経済状況等の変化を踏まえ、受信料の負担の公平性や財源の確保等の観点から、世帯および事業所の契約・受信料免除の合理的なあり方等について、見解を求める。

# 検討の観点

---

## 課題

受信端末の  
多様化

受信設備の  
設置形態の多様化

社会経済状況の  
変化

等

## 論点

世帯における  
契約のあり方

事業所における  
契約のあり方

受信料免除の  
あり方等

## 検討項目

現行の契約単位

設置場所の  
考え方

受信料の  
負担のあり方

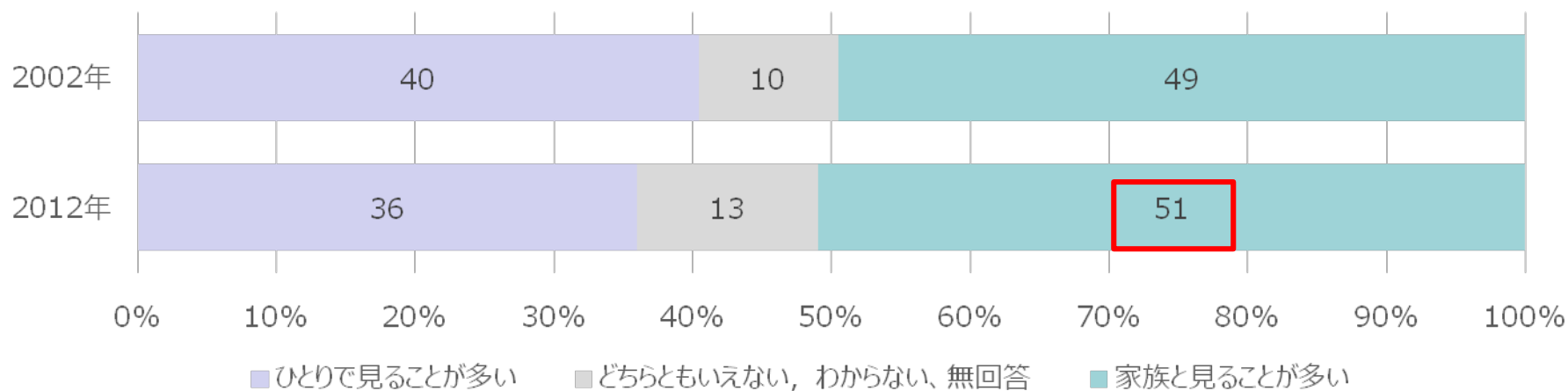
免除対象の  
範囲

等

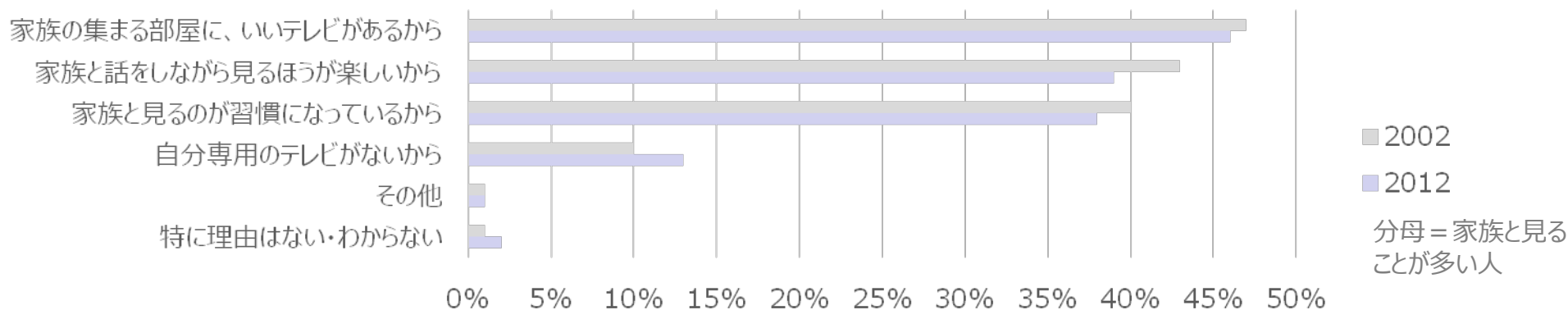
## 【参考】テレビ視聴形態

NHKの実施した世論調査によると、単身を除く世帯におけるテレビ視聴形態としては、2002年・2012年時点ともに、「家族と見ることが多い(家族視聴)」が「ひとりで見ることが多い(個人視聴)」を上回っている。

### 個人視聴と家族視聴の推移（単身を除く世帯）

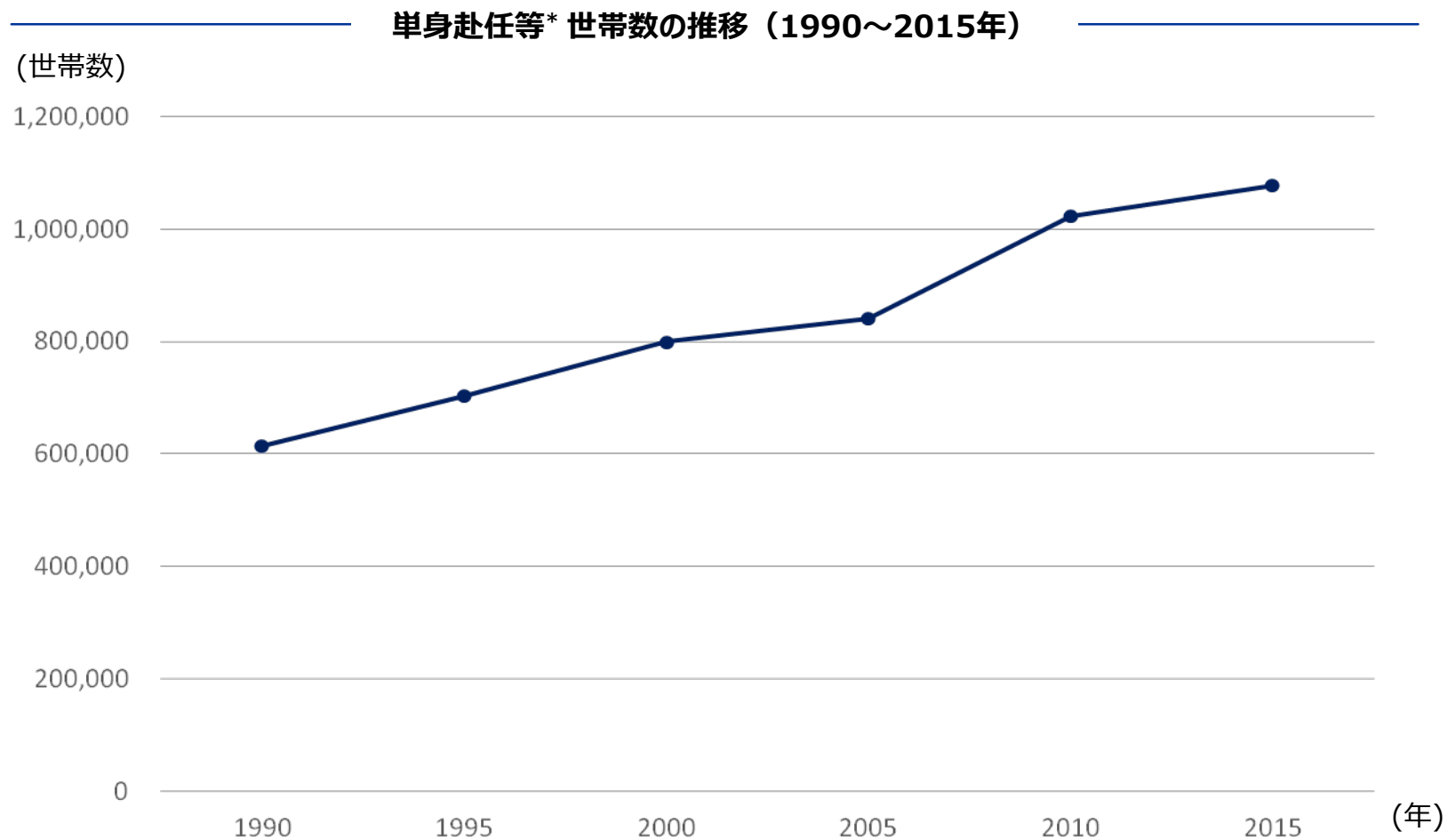


### 家族視聴の理由（テレビを家族と見ることが多いと回答した人のその理由（複数回答））



## 【参考】単身赴任の増加

単身赴任等、配偶者がいる単身世帯の数は増加傾向にある。



\* 「有配偶」かつ「単独」の世帯数データであるため、配偶者と別居している場合等も含まれる  
出所: 国勢調査より作成

## 【参考】海外公共放送における「世帯」

海外公共放送における、支払単位となる「世帯」の定義と含意、各種事例への対応は以下の通り。

凡例	同	別途の受信料 支払いは不要	別	別途の受信料 支払いが必要
----	---	------------------	---	------------------

	同一生計/同居の含意		各種事例		
	同一生計	同居	別住居	学生 (一人暮らし)	単身赴任
イギリス*1	×	○	別	別	別
フランス*2	○	×	同	同	同
ドイツ*3	×	○	別	別	別
イタリア*4	×	○	同	別	別
韓国*5	×	○	別	別	別
【参考】 日本	○	○	別	別	別

\*1 TV Licensingの公式サイトより。同サイトでは“second (holiday) home”は別途支払いが必要としている

\*2 公共放送負担税の収納が行われる単位は“Foyer Fiscal”（税制上の世帯）であるが、定義は「生計を共にする者の集まりであり、住居数（別荘など）等は問わない」とされている。フランス官公庁のポータルサイトより

\*3 「世帯」を「その部屋数に関わりなく、土地に固定し、建築構造上閉じている、次のような空間単位 居住または睡眠に適しているか、またはそのために利用されており、かつ、独自の入り口を通り、共用階段部や共用空間または外部から直接に、他の住居を経由しなくても立ち入ることができるもの」としている

\*4 RAIの公式サイトを参照。同サイトでは、「夫婦や子供が別の家で住民登録していた場合、それぞれの家で受信料を支払う必要がある」としているが、「夫婦が1つの家で住民登録し、他に家を持っていた場合、追加の受信料は支払不要」としている

\*5 放送法施行令第39条では、「1世帯が『同じ居住専用住宅』（“exclusive residential household”）で2台以上受信機を持つ場合には、1台以外は免除対象と規定している

## 【参考】海外公共放送における「住居以外」の支払単位・料金体系

海外公共放送における「住居以外」に受信機を設置した場合の支払単位、料金体系は以下の通り。

	「住居以外」における支払単位	「住居以外」の料金体系
イギリス	施設 (種類・規模)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設の種類等に応じて規定               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 店舗および事務所：施設ごとに受信許可料 1 件</li> <li>➢ ホテル等の宿泊施設：15部屋まで 1 件、以降 5 部屋ごとに 1 件</li> </ul> </li> </ul>
フランス	機器 (台数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3-30台めまで30%割引、31台め以降35%割引</li> <li>■ 営業期間が1年に9か月以内の観光ホテルは合計から更に25%割引 等</li> </ul>
ドイツ	施設 (種類・規模)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各営業所の従業員数に応じ、10段階の料金               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 料額が最低の場合：従業員数0～8人（放送負担金1/3件分）</li> <li>➢ 料額が最高の場合：従業員数20,000人以上（放送負担金180件分）</li> </ul> </li> <li>■ ただし、ホテル等の宿泊施設・業務用自動車は、上記規定と別に、2部屋（台）め以降、部屋（台）ごとに1/3件分</li> </ul>
イタリア	施設 (種類・規模)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ テレビ受信料：ホテル等の格付・規模等のカテゴリ毎に定額               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 料額が最低の場合：テレビが1台のみの宿泊施設、研究所、学校 等</li> <li>➢ 料額が最高の場合：高ランク（5つ星以上）かつ大規模（部屋数が100以上）のホテル</li> </ul> </li> <li>■ ラジオ受信料：カテゴリに係らず定額</li> </ul>
韓国	機器 (台数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 所有する受信機の台数に応じて支払い、割引の特例はなし</li> </ul>
【参考】 日本	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業所は2件め以降50%割引</li> </ul>

## 【参考】受信料免除制度

受信料免除は、NHKの放送の普及という使命に照らして、社会福祉的見地や教育的な見地等に立脚しながら限定的に運用しており、近年は逐次、対象を縮小してきた。

### 現行免除対象（全額免除）

	個人	施設
社会福祉的見地 (経済弱者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉事業施設入所者</li> <li>公的扶助受給者</li> <li>市町村民税非課税の障害者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設(保育所含む)</li> </ul>
教育的見地	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校</li> <li>中学校</li> <li>中等教育学校</li> <li>特別支援学校</li> <li>幼稚園</li> </ul>

### 過去の廃止事例

放送の普及という所期の目的がおおむね達成されたこと、そして、施設については行政で負担すべきという国会の指摘もあり、逐次、施設に対する免除措置を廃止してきた。

昭和53年度	55年度	58年度	59年度	平成11年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>職業訓練所</li> <li>青少年矯正教育施設</li> <li>刑務所等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学</li> <li>高等専門学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校</li> <li>青年の家</li> <li>児童文化センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校免除の一部廃止 (小中学校等の教室以外)</li> </ul>



## 【参考】免除対象の件数と金額

(平成27年度末)

種別		対象	件数	総世帯に占める 件数割合*1	免除額*2
施設	全額免除	社会福祉施設	27万件	—	43億円
		学校 (小中学校等の教室)	54万件	—	81億円
個人	全額免除	公的扶助受給者	114万件	2.1%	174億円
		社会福祉事業施設入居者	15万件	0.3%	23億円
		市町村民税非課税の障害者	70万件	1.3%	124億円
	半額免除	視覚・聴覚障害者	13万件	0.2%	12億円
		重度の障害者	42万件	0.8%	40億円
		重度の戦傷病者	0.3万件	0.01%	0.3億円
合計			335万件	—	501億円

\*1 平成22年国勢調査と、平成26年公表の「日本の世帯数の将来推計」（国立社会保障・人口問題研究所）等を基に算定

\*2 金額は切り捨て表記

## 【参考】海外公共放送における受信料免除制度

海外公共放送における受信料免除制度は以下の通り。

	免除制度	
	個人	施設
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護施設入居の障害者、60歳以上の退職者 等 (年7.5ポンド)</li> <li>■ 視覚障害者 (半額免除)</li> <li>■ 75歳以上の高齢者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ なし</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住民税の免税者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 放送局</li> <li>■ 教育施設 等</li> </ul>
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 盲ろう者</li> <li>■ 連邦奨学金受給者</li> <li>■ 生活保護受給者 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい者向け公益施設等は従業員数に係らず料額は最大1/3</li> <li>■ 礼拝の目的に捧げられているものは全額免除 等</li> </ul>
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 75歳以上かつ年収6713.98ユーロ以下の単身低所得者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ イタリア軍の関連施設 (軍人病院、講堂等) 等</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生活困窮者</li> <li>■ 国家功労者</li> <li>■ 難視聴世帯 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老人厚生施設</li> <li>■ 保育施設 等</li> </ul>
【参考】 日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公的扶助受給者</li> <li>■ 社会福祉事業施設入所者</li> <li>■ 視覚・聴覚障害者 (半額免除)</li> <li>■ 重度の障害者 (半額免除) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会福祉施設</li> <li>■ 学校</li> </ul>

(注) 上記では主に、社会福祉的観点に重心を置く制度を挙げている